

議案第10号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成28年2月23日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

固定資産評価審査委員会委員の報酬の支給方法及び支給額の見直し並びに社会福祉法人指導監査員の名称改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

別表固定資産評価審査委員会委員の項中「年額 48,000 円」を「日額 10,000 円」に改め、同表社会福祉法人指導監査員の項中「社会福祉法人指導監査員」を「羽曳野市社会福祉法人等指導監査員」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			省略		
固定資産評価審査委員会委員	日額 10,000 円	省略	固定資産評価審査委員会委員	年額 48,000 円	省略
省略			省略		
羽曳野市社会福祉法人等指導監査員	省略		社会福祉法人指導監査員	省略	
省略			省略		